

台の原公園内テニスコート跡地 トライアル・サウンディング実施要領

1 トライアル・サウンディング制度概要

本制度は、鹿沼市（以下「本市」という。）が利活用を検討する公共施設等において、そのフィールド特性を活かした提案事業を試験的に行う民間事業者（以下、暫定利用者）を募集し、一定期間暫定的に事業を試行することで、公共施設が有する利用可能性を調査する制度です。その対象施設は、市が定める利活用検討施設等（市が特定した施設）としています。

本制度は、対象施設の利活用を図り、次に掲げる項目の実現を目的としています。

- ・「新たな市民サービスを創出するための方向性」を見出すこと
- ・「魅力又は可能性」を最大限に引き出すこと
- ・「維持管理に資する新たな方針」を見出すこと

2 対象施設

台の原公園内テニスコート跡地（所在地：鹿沼市さつき町2）

3 トライアル・サウンディング実施の目的等

（1）トライアル・サウンディング実施の背景

本市は、本市公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定）に基づき、将来にわたって市民に対する行政サービスの維持向上を図る管理手法として、経営的な視点を導入し、本市の所有する公共施設等の総合的な管理を推進しています。

さらに、平成30年4月から「鹿沼市公共施設等民間提案制度」を運用開始し、全ての公共施設等の更新や利活用について、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案を随時募集しています。

（2）対象施設の概要

対象施設である「台の原公園内テニスコート跡地」は、宇都宮都市計画区域内に設けられた都市計画公園（近隣公園）である台の原公園内に運動施設として整備されましたが、設備の劣化とともに利用者の減少が著しいことから、令和5年3月をもって「鹿沼市都市公園条例」の主な施設一覧から除外し、公園内遊休空間となっています。

【案内図・写真】

別添案内図・航空写真等一覧

（3）トライアル・サウンディングの目的と期待される効果

本市では、現在公園内遊休空間となっている「台の原公園内テニスコート跡地」につ

いて、新たな「公園内運動施設」として再生し、効果的・効率的な施設の運用を図るために、スキルやノウハウを持つ民間事業者の方々から、市場性の有無や実現可能性、アイデアなど意見を幅広く募り、様々な可能性を調査・把握することが重要であると考えます。

そこで、対象施設が有する利用可能性を調査するトライアル・サウンディング制度を実施し、今後の民間提案制度に基づく事業化の参考とさせていただく考えです。

今回の実施では、都市計画公園（近隣公園）内の運動施設が対象であり、民間事業者の方々が都市公園法第5条（公園管理者以外の者の公園施設の設置等：設置管理許可制度）に則り、「新たな運動施設を設置・使用した場合の利活用方法」について、ご提案と暫定利用をしていただきたいと考えておりますので、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

（４）民間提案制度への移行

今回の実施を通じて、一定以上の水準にあると認められる提案が出された場合、「鹿沼市公共施設等民間提案制度」による事業化に向けた提案を進めていきますので、具体的・意欲的な提案を歓迎します。

※事業化の際には、提案内容によって、改めて事業者選定が行われることもあります。

（参考：鹿沼市公共施設等民間提案制度について～鹿沼市 HP からご参照ください）

4 対象施設の情報

【台の原公園内テニスコート跡地】

所在地	鹿沼市さつき町2番地
土地面積	2,488㎡
建物等概要	建物なし、ハードテニスコート3面、 四面に金網フェンス
都市計画の制限	宇都宮都市計画区域 工業専用地域
供給施設等の引き込み可否	台の原公園として上水道、低電圧受電引込み済み ※下水道なし、公園内に浄化槽を設置
建築・造成等に関する制限	建ぺい率：60%・容積率 200% 防火指定：なし
その他法令等による制限	なし
アクセス	鹿沼 IC から：1.5km、JR 鹿沼駅から：6km、 東武新鹿沼駅から：6.4km、JR 宇都宮駅から：9.7km

5 使用許可

鹿沼市都市公園条例の「公園占用許可申請書」により、許可をいたします。

6 暫定利用者の資格要件等

(1) 暫定利用者の参加要件

- ア) 暫定利用者は、事業内容を実行できる意志と能力（運営力、財産力等）を有する 民間企業、NPO 法人等の法人、または各種団体等とします。
- イ) 暫定利用者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に暫定利用者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。
- ウ) 暫定利用者は、市及び必要に応じて施設管理者、指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、暫定利用に向けた諸条件の変更等に柔軟な対応ができる者とします。

(2) 暫定利用者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、暫定利用者及び暫定利用者の構成員になることができません。応募後においても同様の取扱いとします。

- ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ) 利用申請書提出時点で、鹿沼市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者
- ウ) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者
- エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条に規定する団体またはその構成員。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- カ) 市税等を滞納している者
- キ) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等の滞納をしている者

(3) 暫定利用に関する留意事項

ア) 費用負担

暫定利用に関する費用は、原則暫定利用者の負担とします。

イ) 提出書類の取扱い・著作権等

- ① 提出書類の著作権は暫定利用者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。また、暫定利用者の書類及びその内容については、提案審査以外では暫定利用者
に無断で使用しないものとし、第三者に情報を漏らすこともありません。
- ② 暫定利用の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、

維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った暫定利用者が負うものとしします。

ウ) 法令等の遵守

暫定利用に当たっては、事前に暫定利用者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとしします。

エ) 守秘義務

暫定利用にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止しします。

オ) 失格事項

暫定利用者が次のいずれかに該当する場合は、失格としします。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③本要領に定める手続きを遵守しない場合

カ) その他

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に十分配慮願います。
- ②今後、利用者の募集をする際、トライアル・サウンディングへの参加実績は後の選定プロセスに影響を与えるものではありません。
- ③書類提出後に辞退する場合は、辞退届（要領様式1）を提出してください。

7 トライアル・サウンディング流れ

	内 容	日 程
1	事前相談・現地調査	令和5年12月20日（水） ～令和6年1月26日（金） 事務局（行政経営課）と日程調整のうえ随時実施
2	暫定利用申請 （公園占用許可申請を提出）	令和5年12月20日（水） ～令和6年1月26日（金） 暫定利用を希望する民間事業者から申請を受理
3	内容審査	随時処理 申請内容を事務局（行政経営課及び施設所管部局）で審査
4	使用許可（公園占用許可）	審査を通過した事業は「公園占用許可」となり、その使用/賃貸料は 減免としします （減免申請書あり）。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施する。 利用期間は、 原則1日から半年まで としします。
6	ヒアリング・実績報告	暫定利用終了後に実施 する。 ⇒実績報告書（事業継続判断、事業実施利点、事業採算性、課題等を記載）の提出してください。

8 利用申請方法

(1) 提出書類

ア) 公園占用許可申請書、都市公園使用料等減免申請書

イ) 事業概要書（任意様式）

利用希望者、事業の名称、事業内容、スケジュールを記載してください。

ウ) 団体代表者の住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）

申請日から3か月以内に取得したものに限りです。

エ) 誓約書（要領様式2）

9 暫定利用の要件

(1) 暫定利用の内容について

暫定利用の内容は、次の全てに該当するものとします。

ア) 対象施設の利活用に関するものであること

イ) 確実に実施できる内容であること

ウ) 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと

(2) 暫定利用の対象外となるもの

次に掲げるものは暫定利用の対象にはなりません。

ア) 政治的または宗教的活動

イ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

ウ) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

エ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

オ) 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動

カ) その他、市が本制度との関連性が低いと判断する行為

10 事業実施にあたり

(1) 責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行することとします。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

(2) 許可書の取扱い

暫定利用者は、許可書に記載された条件を遵守して公共施設を使用してください。

なお、使用期間中は、許可書を携行願います。

(3) 事業終了時

原状復帰の上、返却することとします。ただし、引き続き民間提案制度に移行する場合はその限りではありません。

(4) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止することがあります。

1 1 ヒアリング・実績報告

(1) ヒアリング

暫定利用期間終了後、事務局が実施するヒアリングについて、暫定利用者は協力しなければなりません。実施日時は、両者が合意した日時にて実施します。

(2) 実績報告書の提出

暫定利用期間終了後、暫定利用者は利用実績をまとめ実績報告書（要領様式3）とともに、資料を市に提出してください。なお、報告内容として、事業継続判断、事業実施利点、事業採算性、課題等を記載してください。

1 2 事務局

窓 口：鹿沼市今宮町 1688-1

鹿沼市行政経営部行政経営課公有財産活用係

電話：0289-63-2481

Mail：gyouseikeiei@city.kanuma.lg.jp

（施設所管部局：都市建設部整備課、教育委員会事務局スポーツ振興課）